

保発0928第8号
令和5年9月28日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」の告示及び適用について」の一部改正について

「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）において、令和5年10月以降の患者等に対する公費支援の取扱いが示されたところである。

これに伴い、「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」の告示及び適用について」（令和2年5月13日保発0513第4号厚生労働省保険局長通知。令和5年5月11日最終改正。）の一部を下記のとおり改正し、令和5年10月1日から適用することとしたので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。なお、同年9月30日以前の診療分に係る公費負担医療に関する費用の請求及び再審査請求等の取扱いについては、従前のとおりとする。

記

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」の告示及び適用について」の第2の1を以下のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>1 「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付」</p> <p>社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第15条第3項においては、社会保険診療報酬支払基金が、国、都道府県、市町村又は独立行政法人（以下「国等」という。）の委託を受けて、国等が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができることとしている。</p> <p>この厚生労働大臣の定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。</p> <p>・「<u>新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について</u>」（令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象として補助することとされている新型コロナウイルス感染症に係る治療薬の薬剤費の支給（以下「新型コロナウイルス感染症に係る薬剤費の支給」という。）</p> <p>・「<u>新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について</u>」において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象として補助することとされている新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費の支給（以下「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費の支給」という。）</p>	<p>1 「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付」</p> <p>社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第15条第3項においては、社会保険診療報酬支払基金が、国、都道府県、市町村又は独立行政法人（以下「国等」という。）の委託を受けて、国等が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができることとしている。</p> <p>この厚生労働大臣の定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。</p> <p>・「<u>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について</u>」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象として補助することとされている新型コロナウイルス感染症に係る治療薬の薬剤費の支給（以下「新型コロナウイルス感染症に係る薬剤費の支給」という。）</p> <p>・「<u>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について</u>」において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象として補助することとされている新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費の支給（以下「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費の支給」という。）</p>